

生活排水に関する事務（浄化槽の設置届出の受付等）

【移譲の概要】

- 全市町に移譲（指定都市・中核市・特例市は法定）

【市町の主な声】～19市町が、具体的な成果があったと回答

- 身近な市町の窓口で事務が完結するため、**住民の利便性が向上**した。
- 浄化槽設置届（移譲前は県に提出）と市町が行う設置補助金の交付申請の窓口が同一となったため、設置届の段階で補助金交付に係る審査も同時に行うことが可能となり、交付決定までの**期間が短縮され早期着工が可能**となった。
- 下水道部局との情報共有など、市町が保有する情報との照合などにより、**浄化槽台帳の精度が向上**した。
- 指定検査機関と連携を図り、個別指導文書の発送や、広報誌の回覧、ケーブルテレビ放送などの**周知啓発**を行うことにより、**法定検査の受検率の向上**につながった。